

横須賀市国土強靱化地域計画の策定について

1 策定概要

(1) 背景

平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえ、いかなる災害が発生しようとも、最悪の事態にならないよう災害に強い社会を平時から作ることを目的に、平成 26 年に国は「国土強靱化基本計画」を閣議決定しました。

県が国の動きに合わせ、平成 29 年に神奈川県国土強靱化地域計画を策定したことを受け、本市は今年度、横須賀市国土強靱化地域計画を策定するものです。

(2) 位置づけ

市地域計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第 13 条に基づいて策定する国土強靱化地域計画であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるように、主に災害発生前の予防策を取り扱います。そのため、災害対策基本法に基づく市地域防災計画とは補完関係にあり、整合を図りながら策定します。

(3) 構成

本市の地域特性及び災害想定を把握した上で、国土強靱化に関連する市の施策の課題を抽出するとともに、新たな施策の必要性についても検討し、強靱化の推進方針を定める構成となっています。

〔計画の主な構成項目〕

- ・ 基本的な目標、方針の設定
- ・ 地域特性、災害想定 of 把握
- ・ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- ・ 施策や関連事業の脆弱性評価
- ・ 脆弱性評価の結果をふまえた強靱化推進方針の設定

2 策定の経過

(1) 策定体制等

庁内各部署の関係課長を構成員とする国土強靱化地域計画検討委員会を設置し、庁内の意見集約と計画案の検討を行いました。

また、外部機関からの意見集約として、令和 2 年（2020 年）7 月 31 日付横市危 第 35 号で、神奈川県及び防災会議幹事の皆様に意見照会を行いました。

検討委員会における検討内容、県及び防災会議幹事の皆様からのご意見を踏まえて、パブリック・コメント手続きを行い、市民の皆様からも意見を伺いました。

最終的に、地域防災計画と同じく、防災会議の場で承認をいただき、本市の計画として策定し、公表する予定です。

(2) パブリック・コメント手続実施結果

①期間

令和2年11月10日（火）～令和2年12月1日（火）

②結果

1人から2件の意見提出がありました。

③意見の概要と市の考え方

第5章 強靱化の推進方針

No	意見等の概要	市の考え方
1	具体的なインフラ整備が欠如していると思われる。半島という特性上、津波避難防災道路の整備や緊急避難物資輸送のための港湾から避難地区への臨港道路の整備や幹線道路の拡幅についても記載したわかりやすい内容にした方が良いと思う。	国土強靱化地域計画は、強靱化に関する指針となる計画であり、神奈川県国土強靱化地域計画とも調和を図りながら策定する計画のため、具体的な記載をしておりません。 具体的なインフラ整備については、道路や港湾などに関する個別計画に記載されます。
2	帰宅難民受け入れ所についての具体策をもっとくわしく記載するべきではないか。	国土強靱化地域計画は、強靱化に関する指針となる計画であり、神奈川県国土強靱化地域計画とも調和を図りながら策定する計画のため、具体的な記載をしておりません。 なお、ご意見にある帰宅困難者一時滞在施設は、地域防災計画地震災害対策計画編第2部 第4章 帰宅困難者対策の推進に記載されています。

(3) 意見照会からの主な変更点

基本的な構成は、7月に照会した内容と変わりありませんが、関係機関等への意見照会結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を3つ追加しました。

- 1-5 大規模風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生
- 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

なお、計画（案）は、別冊のとおりです。